



2023年11月13日

各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎
(コード番号：6085 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 山 口 裕 司
(TEL. 06-6363-5701)

和解による損害賠償請求訴訟の解決及び特別利益の計上に関するお知らせ

当社が、株式会社長谷川建設（以下、「長谷川建設社」といいます。）に対して 2023 年 3 月 27 日付にて大阪地方裁判所に提起したロイヤリティ請求訴訟につきまして、2023 年 8 月 10 日付で和解が成立したことにより、2024 年 3 月期第 2 四半期連結会計期間（2023 年 7 月 1 日～2023 年 9 月 30 日）にて特別利益を計上いたしましたので、下記のとおりお知らせをいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

長谷川建設社から 2020 年 5 月 30 日付でスタジオ運営契約（2016 年 3 月 1 日契約）の解除通知があり、その後、同社が運営していた岩手県南スタジオで入会した ASJ アカデミー会員の案件を個別に精査したところ、工事請負契約成立時に当社がロイヤリティを請求できる物件のうち、6 物件について当社に対し、ロイヤリティの申告がなかったことが判明いたしました。スタジオ運営契約に基づき、これらの工事請負契約成立物件のロイヤリティの支払請求交渉をするも進展しないことから 2023 年 3 月 27 日付にて長谷川建設社に対し、ロイヤリティ請求訴訟を提起し、2023 年 8 月 10 日に和解が成立、解決金は既に入金されています。

2. 和解の相手方の概要

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社長谷川建設 |
| (2) 本店所在地 | 岩手県陸前高田市横田町志田実 3 番地11 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 長谷川 順一 |

3. 和解の内容

長谷川建設社が当社に対し、本件解決金として 4,900 千円の支払義務があることを認め、当社は、その余の請求を放棄すること、及び訴訟費用は各自の負担とすることとなっております。

4. 今後の見通し

本件訴訟の和解金4,900千円の特別利益につきましては、本日公表いたしました「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に反映しております。

以上

(注) 本資料に掲載されている将来の見通しに関する事項については、本資料発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、将来の業績を保証するものではなく、実際は今後の様々な要因によって変動する可能性があります。